平成２４年（フ）第１１１号
北海道帯広市西８条北２丁目３番地４　ヴィラ８－２－203号
債務者　坂田　麻衣
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
北海道足寄郡足寄町旭町３丁目49番地
債務者　西澤　　繁
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５９９５号
東京都千代田区外神田２丁目９番９号
破産者　栄豊物産株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１２号
東京都練馬区大泉学園町３丁目６―35―101
破産者　恩田　　剛
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２１号
東京都千代田区飯田橋３丁目11番５号
破産者　株式会社エムブイエヌオー
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３３９号
東京都港区三田１丁目２番16
破産者　株式会社スカイヘヴン
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３９７号
東京都港区北青山２丁目７番26号
破産者　株式会社ｌｅｃｉｐｉ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５３３号
埼玉県戸田市大字新曽787番地
破産者　Ｋｏｎｇ　Ｂ．Ｍ．Ｃ株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５３４号
埼玉県戸田市大字新曽787―305
破産者　孔　　繁鵬
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２５号
東京都江戸川区北小岩３丁目３－３－408
破産者　竹田　　馨
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８３５号
東京都大田区下丸子１丁目16―５　第二ゆうざきコーポ、開始決定時の住所東京都大田区矢口１丁目20―19
破産者　渥美　捷子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１０号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目39番５、商業登記簿上の本店所在地東京都北区東十条１丁目12番９号
破産者　榮建防水株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９２号
東京都千代田区平河町１－３－２－201
破産者　株式会社フォーワード・ジャパン
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９３号
神奈川県横浜市港北区大豆戸町630―３―105、住民票上の住所東京都目黒区中根１丁目25―24―803
破産者　山口　純司
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７４号
東京都豊島区南大塚１丁目32―７―202
破産者　松井健太郎
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８８号
東京都豊島区南大塚１丁目32番７号
破産者　株式会社松井印刷
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７９号
東京都台東区浅草橋１丁目36番７号
破産者　株式会社ワールドインポート
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３５号
東京都葛飾区東四つ木４丁目２番15号
破産者　有限会社サンライトテック
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７０５号
東京都足立区保塚町１―13
破産者　青木　賢治
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４９号
千葉県習志野市鷺沼台１丁目４番15―206
破産者　有限会社アスクいそかわ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７５０号
千葉県習志野市本大久保２丁目４－１－107
破産者　磯川不二夫
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部